

雇用保険法施行規則の一部を 改正する省令案要綱

厚生労働省発職 1221 第 2 号

平成 3 0 年 1 2 月 2 1 日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 根本



別紙「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の
意見を求める。

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 雇用保険法第七条の規定による被保険者となったことの届出、被保険者でなくなったことの届出及び被保険者の転勤の届出並びに雇用保険法施行規則第一百一条の五第一項の提出及び第一百一条の十三第一項の提出は、事業年度開始時における資本金の額が一億円を超える法人等にあつては、電子情報処理組織を使用して行うものとする。ただし、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、電子情報処理組織を使用しないで届出等を行うことができると認められる場合は、電子情報処理組織を使用して行うことを要しないものとする。

第二 雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練のうち速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練として厚生労働大臣が指定する教育訓練（以下「特定一般教育訓練」という。）を受け、修了した者については、教育訓練給付金の給付率を百分の四十、その額の上限を二十万円とすること。

第三 専門実践教育訓練のうち法令の規定により四年の修業年限が規定されている教育訓練（以下「長期専門実践教育訓練」という。）を受講している者であつて、次のいずれにも該当するものについては、教育

訓練給付金の額の上限を百六十万円（当該教育訓練を修了し、当該教育訓練に係る資格の取得等をし、かつ、一般被保険者等として雇用された者又は雇用されている者については、二百二十四万円）とすること。

一 当該長期専門実践教育訓練の基準日から起算して三年が経過していること。

二 当該長期専門実践教育訓練の基準日が支給限度期間の初日であること。

三 当該長期専門実践教育訓練の基準日から起算して三十箇月を経過する日の属する支給単位期間における賃金の日額が、基本手当の日額の算定に当たって百分の五十（雇用保険法第十六条第二項の規定により読み替えて適用する場合にあつては、百分の四十五）を乗ずることとされている賃金日額の額のうち最も低額なもの未満であること。

第四 特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金の支給を受けようとする者は、当該特定一般教育訓練を開始する日の一箇月前までに、教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票（以下「資格確認票」という。）に、キャリアアコンサルティングを踏まえて記載した職務経歴等記録書、過去に受けた特定一般教育訓練又は専門実践教育訓練によるキャリア形成等の効果等を把握することができる書類等を添えて管轄公共職業安定所の長に提出しなければならないこととすること。

第五 特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金の支給を受けようとするときは、当該教育訓練給付金の支給に係る特定一般教育訓練を修了した日の翌日から起算して一箇月以内に、教育訓練給付金支給申請書に当該特定一般教育訓練によるキャリア形成等の効果等を把握することができるとする書類等を添えて管轄公共職業安定所の長に提出しなければならないこと等とすること。

第六 専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の支給を受けようとする者は、当該専門実践教育訓練を開始する日の一箇月前までに、資格確認票に、キャリアコンサルティングを踏まえて記載した職務経歴等記録書、過去に受けた特定一般教育訓練又は専門実践教育訓練によるキャリア形成等の効果等を把握することができる書類等を添えて管轄公共職業安定所の長に提出しなければならないこととすること。

第七 専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の支給を受けようとするときは、支給申請期間内に、教育訓練給付金支給申請書に当該専門実践教育訓練によるキャリア形成等の効果等を把握することができる書類（雇用保険法施行規則第一百一条の二の七第二号に掲げる者に該当する教育訓練給付対象者については、当該専門実践教育訓練に係る最後の支給単位期間について教育訓練給付金の支給を受けようとする場合に限り。）等を添えて管轄公共職業安定所の長に提出しなければならないこととすること。

第八 その他所要の改正を行うこと。

第九 施行期日等

一 この省令は、平成三十一年十月一日から施行すること。ただし、次に掲げる事項は、それぞれ次に定める日から施行すること。

1 第一 平成三十二年四月一日

2 第三 平成三十一年四月一日

二 この省令の施行に関し必要な経過措置を定めること。